


タイトル		非国家主体による「規範」の形成と重層的ガバナンス			
分野	キーワード	①グローバル・ガバナンス	②グローバル法		
法学					
研究者氏名: 川村 仁子 (所属: 法学部企業法学科)		[お問い合わせ先] TEL: 03-3945-7425 メールアドレス: kawamura034@toyo.jp			

【概要】

国際社会の多層的ガバナンスに関する基盤研究として、グローバル法(非国家主体による自主規制)がどのような現象であるのかを明らかにするとともに、それらが「法」としての「正当性」を確保するための理論および制度について検討した。

【研究内容】

グローバル法は、国家や政府間機構による法整備が不十分であったり、あるいは管理が追いつかない分野、特に経済、IT、医療、スポーツ、環境、先端科学・技術の分野に多くみられる。

例えば、経済分野であれば、国際商業会議所(International Chamber of Commerce)によるグローバル法の形成を事例としてあげることができる。国際商業会議所は①国際機関や国際的な会議などでの意見具申／政策提言、②国際取引慣習に関するグローバル法の形成推進、③国際商事取引紛争に関する情報提供活動、④商事犯罪や海賊事件などに関する情報提供などを行っている。また、グローバル・サウスに対するグローバル法の事例としては、「赤道原則(Equator Principles)」があげられる。これは、途上国で開発のための大型の融資プロジェクトが行われるさいに、それに携わる金融機関が途上国内の社会や環境について考慮するために設けられた「行動規範」のことであり、民間金融機関によって構成される「赤道原則協会(Equator Principles Association)」によって制定・管理されている。

このようなグローバル法の課題は、その「規範」としての「正当性」の確保である。この課題は、これまでのような行為規範としてのグローバル法だけではなく根本規範としてのグローバル法を形成することや、異議申立て機関の設立などによりグローバル法を遵守することによって得られる「保証」を充実させること、国境を越えた民主主義的決定メカニズムの新たな形をめぐる議論と関連づけること、公的な法的枠組みと協力することによって、解決できる可能性がある。そして、国際商業会議所などは、このような取り組みを既に行っている。

【実用化・活用が見込まれる分野・対象業種等】

経済、科学・技術、IT、環境分野に関する国際的な規範・管理制度の形成

【関連特許】(特許名称・出願番号等)